

議案第73号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い、消除した住民票の写し等の交付に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 7の項中「住民基本台帳法」の次に「（昭和42年法律第81号）」を加え、同表8の2の項の次に次のように加える。

8の3 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除票に記録されている事項を記載した書類の交付又は当該事項に関する証明書の交付	除票の写し等交付手数料	1通又は証明事項1件につき 300円
---	-------------	--------------------

別表第1 9の項中「戸籍附票」を「戸籍の附票」に改め、同項の次に次のように加える。

9の2 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1通につき 300円
--	------------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。